

報道機関配布資料

件名

「豊田市成年後見支援センター」の開設について

〔内容〕

豊田市では、成年後見制度の利用促進を図るため、その中枢機能を担う、豊田市成年後見支援センター（以下、「センター」という）を開設します。

成年後見制度は、認知症や精神障がい、知的障がいなどの理由で判断能力が不十分な人の権利と財産を守り、支援を行う重要な制度です。

しかし、「制度に関して身近に相談できる場所がない」、「手続きが難しい場合も多く、それを支援する仕組みがない」、「制度自体の認知度が低い」などの理由から、制度の利用が進んでいませんでした。

こうした課題を解決し、制度利用が必要な方やその家族の方が、安心して暮らしていただくための相談窓口の機能をセンターが担います。

1 開設日

平成29年7月1日（土）

2 センター機能及び内容

- ①相談業務：電話・窓口等での制度説明。制度利用が必要な状況かどうかのアセスメント、制度利用後の後見人からの相談対応も実施
- ②申立支援：申立書類の交付及び書き方の支援
- ③普及啓発：市民向けの勉強会及び相談会の開催
- ④法人後見：必要に応じ、センター自身が後見人となり財産管理や諸般の契約行為等を実施

<当センターの特色>

必要な方への積極的な訪問型による相談支援や、将来に備えたエンディングノートの推奨、弁護士や司法書士などの専門機関との強固な連携体制の構築の取組を行う。

3 場所及び開設時間

- 場 所：豊田市福祉センター（錦町1-1-1）
- 開館時間：午前8時30分～午後5時15分（日曜、月曜休み）
- 連絡先：0565-63-5566（相談無料）

4 その他

センター開設に先立ち、平成29年6月24日（土）に開設記念イベントを開催します。内容については、別添チラシをご参照ください。

●問合せ	福祉総合相談課	●添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
●担当者	後藤、浦野	●写真データ	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
	(内線) 2-3540		
	(直通) 0565-34-6791		